

## 山陽小野田市生活困窮者自立支援事業のプロポーザル審査について

### 1 事業概要

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の趣旨にのっとり、生活困窮者の状態に応じた包括的かつ継続的な支援を効果的・効率的かつ安定的に実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、下記の事業を委託するものです。

#### (1)生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者に対して広く相談を行う窓口を設置し、生活困窮者が抱える複合的な課題を受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思を確認した上で、就労準備支援のほか住居確保給付金支給などの関係事業との連携を含めた支援計画を策定し、これに沿った支援を行います。

#### (2)生活困窮者就労準備支援事業

複合的な課題を抱える生活困窮者が就職活動を行うために必要となる支援を実施します。

生活習慣の形成を目的とした「生活自立支援」、就労の前段階として必要な社会的能力を身につけることを目的とした「社会自立支援」、継続的な就労経験の場を提供し一般就労への就職活動に向けた技能や知識の習得を目的とした「就労自立支援」を段階的に実施します。

### 2 選定方法

公募型プロポーザル方式

### 3 受託候補者

#### (1)生活困窮者自立相談支援事業

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会

#### (2)生活困窮者就労準備支援事業

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

#### 4 プロポーザルの経緯

公募開始	令和6年1月 4日 (木)
参加表明書の提出期限	令和6年1月17日 (水)
企画提案書の提出期限	令和6年1月31日 (水)
プレゼンテーション審査	令和6年2月 7日 (水)
受託候補者の特定	令和6年2月26日 (月)

#### 5 審査方法

2事業とも1事業者のみの応募となったため、審査委員5者の平均得点が満点の2分の1以上をもって受託候補者とすることとしました。